

平成 23 年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[行政法]

Aは、B県において、扇風機を製造・販売していたが、Aの製造した扇風機から出火し、火災になった事例が報告されたことから、B県知事Cは、B県消費生活条例（以下「条例」という）9条3項に基づき、Aに対して、出火が報告されたのと同型の扇風機（以下「本件扇風機」という）の製造・販売を中止するように勧告した（以下「本件勧告」という）。これに対し、Aは、報告された事故は消費者が誤った使い方をしたために起きたものであって、本件扇風機に欠陥はないにもかかわらず、B県知事Cが十分な調査をせずに本件勧告をしたとして、本件扇風機の製造・販売を継続したいと考えている。しかし、その場合、条例51条1項により事業者名等を公表されるおそれがあるので、そのような事態を避けるため、訴訟を提起することを検討している。Aが本件扇風機の製造・販売を継続し、かつ、条例51条1項による事業者名等の公表を避けるためには、誰を被告として、どのような訴訟を提起するのが適切か、論じなさい。なお、仮の救済については、論じなくてよい。

【100点】

[参照条文]

B県消費生活条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、基本理念を定め、並びに県、事業者及び事業者団体の責務並びに消費者及び消費者団体の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、県民の消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

（商品及び役務による危害の防止）

第9条 知事は、商品又は役務が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼす疑いがあると認めるときは、速やかに必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該商品又は役務を提供する事業者に対し、期間を定めて、当該商品又は役務が当該危害を及ぼすものでないことの裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

3 知事は、商品又は役務が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該商品又は役務を提供する事業者に対し、当該危害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第 51 条 知事は、第 9 条第 3 項の規定による勧告に従わない者があるときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表しようとする者に弁明の機会を与えなければならない。